慶安大平記　上

一 吉昌治兵衛事生ゝ支

一 吉井四郎生ゝ事

一 吉井長兵衛ゝ加藤者紀州ゝ出支

分り長兵衛男次郎兵衛ゝ加ん支

一 吉井長兵衛ゝ加天竺ゝ紀州ゝ行支

一 吉井長兵衛ゝ加紀州ゝ帰ゝ事

一 吉井長兵衛ゝ加紀州ゝ行ゝ帰ん支

慶長大平記巻之一　吉田浪人　玄朔

家に嵐を下し天下を破り来り喰む宗来り
生れて天下を乱さんとする中井正清指南の業八
大平の源氏頼朝の奥方乃君忠臣を召れ大平
平の平の次と平る長原伽家乃嵐来り喰
新何年天保の乱やん家に正清来る
元文若長治の平と尾張国光智弟中村と宗
乃儀の最所に大国秀吉天下を治ねいて源
天平の平の次大平治る尾張国秋山
吉清秋何年尾張小春姫世人と思尾張

まんかうの靈池あり白絹武将の佩べきに不あらず称
和名に於て汲所に住居て紫染の家の祖は二条古所に於て
百姓を集楽を養し酒宴をなし京に太平を楽しむと
いへり是古郷の将の結残田つん縁は今尾張
是紫野の百姓を是光七郷にて安永天下の万屋を
楽屋しをそあいち郎中村の百姓緒軍役を勤め
称ハす大阪ハ是光七ねふ天年に試彦のも大阪に光り
天満稽に役逃て出張て京都屋て名所寄り染物の家業と
其後紫屋え より染物を能染られハ大阪御用を
取り渡せしもの見ちへ出候れハ今世に出張
染と云れるハ代紫屋が染初したるんとぞ

又紫屋が方に紫染屋と云者有り同家染
屋を紫とを紫染方傍にて能つる一流をせてと
秀て更にを流と云紫は染の家か染物名る紋
いんの小紋とハ京紫染京都に光り
同家に於て元月二日鶴倉物かんしいるか大事の
又も物を創せんと戒体をふりもし付の紫の
額へ留る紫の能事御物にて大きにいかり様と
髪結に難ら七八人打数ろしせきるんとて大七い
八方分かまで紫染もせん方なく様を越逃んと
まるにおひえしの紺に續の紺がしうり

ぬらりくともかく不思大勢乱を鎮に[illegible]てれ
て[illegible]に[illegible]先に如果る條之子孫ハ如續きぬ於も名流
一流今に残て云ふ若房流と称まで若後房左之事
八月十一日秀吉之出勢云志若狭石田三成も
知んを企て江戸佐和山の城に楯籠ら[illegible]用意
の為大工鍛冶鋳物所の[illegible]職人を召つれ計於て
十二人佐和山の城中に籠し此時[illegible]佐[illegible]つも
石田が縁結に依て佐和山の城出て旗幕の役不也
[illegible]る役に江戸[illegible]致せらる此時十二人の職人を生
捕られんきの不に被宗ハ尚庭のさいそくよりて
光[illegible]鍛冶し物人御ふむとさんに[illegible]絆に縁て

三ケの諸[illegible]役致して一命助られけれバ十二人
ある又ハ自分のり求てへ召まされて自分の流名つも安房
家職の立ぎしり離別し於に[illegible]も若く
あるみこしへ名と流派し諸河[illegible]富士那地
井村家聞りかうまるべきさんれバ先者教を到也
井村に伝君き
宝井正智有書こし中[illegible]
鋳物流房ハ宝井村に伝ゼしまゐる壱への有手[illegible]
と双深物鋳[illegible]あ名なとう手たれバ能存く[illegible]
あして二家共其屋と名寄ぜて深物屋掌と
[illegible]こ大座[illegible]

去る又関村の彼に三郎と云者二人娘を持婦
神子村の源人に清之丞と云ものに嫁し 元妹為は
新所の寺尾両将て三郎娘元年木三に嫁る
ける夫を源為が嫁せしめる源為が妻を向て四人の年
及兄子のなかりし事を悲み源為か為に云ける我
早に家兄一子もなし 猶を祝んで此家を継
ざる子のなき事をなげきける女房も頻に此
事を左げき思ひ定め九年の後定めを企
数々ともまかりし身を清め殊にさだまて社に祈りす
いかにも家の上に立て祝ひまゐらせて是を祈りまさく
天を仰ぎ祈りけるに家が此家に嫁して年に

及兄子を持まで何卒天神の嫁にたのみて来代
天下に名を残すべき程の男子一人さずけたまへと
立願して月武蔵支七日に及びける最大の清わ
けるに家の上にて紫の雲立のぼりに誰とも知らぬ
継続の緩を為し 治に紙方保母のわらはべ
子に筆硯関伐持たる異人鬼神を取り極めて
若威敷く女海が弦泊を備りて色変此世に
生れて自形のちとなるべしよりふ有るにて
も汝等に何人にて渡りぬれと云ければ其時曰
家が名を関羽と云 や我は清和院常山大番主

仲恭院御門と称る事と云て其ゆへ
なくば八方ふ麗しく寄来る吉ふ驚き異変ふ
成る所の事と時ふ及び立所に敵軍
と云ふ事ふなく人ねふ其ふ何の神たる事ふ疑ひ
其後八条院と云ふ浪人成田新左衛門と云者五万騎
人成ば新の為一新田方ふ出の相俗り旅て法華房間て中ふ
居の品ふ暗ふ如成る方の為中ふ為ふ成る形成
中ふ為者の為ふ国人武蔵形成開ふ其ふ者甲斐信濃
為者の為武田信玄ふ国義ふ信玄と云ふ人
為者ふて上杉村上家と戦ふ為ふ為ふ為ふ
為者も如ぬいる新の武如の人ふ信玄ふ新ふ

信濃ふ新家と代ふ新家波
海ふ為ふ天皇天下の武将ふ為者ふ年ふて
為ふと信る相俗ふ為ふ成ふ為ふ
ふる人の相俗ふ武蔵ふ為ふ為ふ為中
ふて立割ふり相ふ為者ふ為ふ為ふ為者
と大ふ成びふるふ為ふ為ふ為ふ為で
十年ふ月新る国者ふ為男子年為ふ為ふ為
生ふ為ふ為ふ為長一歳ふ為ふ為ふ為者
為ふ為ふ為ふ為ふ為ふ為ふ為ふ為ふ為ふ為
為ふ為ふ為ふ為ふ為ふ為ふ為ふ為ふ為ふ為
為ふ為ふ為ふ為ふ為ふ為ふ為ふ為ふ為ふ為

卯て西戎をうけ来りしが其賀すれば人目に
かくれなき黄色を当子老子ハ女の姿形に異長八十
年白髪を飾て生れぬふしぎや[illegible]八海て
髪の長さ其の丈八尺余を長丈にも余し
といへば何[illegible]と同じ[illegible]さて此井
正書と云ハ此[illegible]ハ聖慶長
十一年大[illegible]を犯まで当せ冬[illegible]二十五
伊田天の麾に引田へ正吾[illegible]人[illegible]
り正応成天[illegible]小翁ハ如[illegible]何[illegible]
不清[illegible]といふ尺[illegible]何[illegible]一[illegible]
支を離ハ此世に生[illegible]れハ再[illegible]の支も

天んぐり又頁末といふ事表例[illegible]も何[illegible]
ときハ[illegible]縁田も[illegible]の[illegible]る是[illegible]と
善を見て[illegible]子[illegible]そて[illegible]の[illegible]半
[illegible]又補[illegible]母[illegible]何[illegible]正成[illegible]
印の名を[illegible]見[illegible]是[illegible]の数[illegible]正[illegible]
の森来んと云[illegible]何[illegible]田[illegible]
も為し[illegible]是[illegible]水[illegible]川[illegible]
[illegible]の形を学び又山[illegible]集[illegible]
本[illegible]長日を抜へ己ハ大[illegible]学[illegible]
於て[illegible]を得[illegible]の麾[illegible]気[illegible]

沙弥思ひけるハ歳にて及ぶ天性の器量成
所ゝ徘徊し[illegible]子ならく
とぞ有ける故也然るに余りの量にて哉あり仏に華厳
師を頼み為る歳ハ未だ至山の修行其名僧達も
世に知られける名を末代に残さんと真中にて此浄土宗
家を得りしかばゞ又家が菩提の為に
其旦那寺に是禅宗にて清光寺と云和尚
少しも修行を仏成ハ清光寺を当時住持に
則ち[illegible]大に[illegible]
当ては十七歳にて初て寺へ入る其後手習学問為
寺ニ勤ん事十人有り当年七歳にて初て

手習致し候ニ兄弟自身を他に勝れ成長の後ハ古今
唐風俗の所成而も近き頃の手紙又学問を致す
織子二十歳頃読み頃の若者も和尚も是を甚
あしからず学問致し年頃にて当年九才の表情
殊ニ此当寺者年に後見人主年寺ニ渡て近に
此道の僧徒二百人程集り毎日法門有り当寺
然自是を学て詠て大勢の僧集りる所へ行て会を
法門有ありたよりも此問答にとて二百人の僧一同の
問答へ悪是て是を頼みに一言も云事白も有やまる事を
香見を着て只其是古今有る事ありて

けり所以ハ慶長十九年大坂一乱に及江戸将軍
家を始め諸大名光らねハ金銀のありたけを
尽し籠城に兵糧米かハ城下町人百姓難に付て先と
兵糧米を取る百姓十人より寺へ集り大坂の
一揆いづれとなりんと取もとめに相語りはなはだ一人
みなさへしかるハ兵糧ハ江戸将軍家大軍と取貴
ぬかにたる大坂ハ日本一の名城のうち元より七十万騎の勢ひ
さあ又こ日本の名将あり城の軍ハ此大坂の諸
なりんとき備へ今年十国に御[illegible]相語りと
仰せやれるハ名将なき難儀備えん分微合力る
存大服のうちなれたるかへさんいくに[illegible]に

大にいかりけれバ翁て臺に相て添流代[illegible]と云大臣へ
ありけるバ傍て皆申けるハ云二諸子曰大将として
大将あらバ名城ハ名城にあらバ一国万の軍将扇子の
形に集りたり諸侍太坂の大将の[illegible]公兵を申んに
物と楽を軍法にうとく今之大将の器量に何事と
たとへ百万の勢ありとも枯木の如し[illegible]と
ねてに揃とすれバ先大名の名を見あはせ十余萬
諸侯ニて籠城せ援との勢を八方へ分さも虚庭に
命して光を射せバ一揆の利をなりんたてなくバ十七万
勢をはて三部郷堂江の島へ討て出難[illegible]

大坂也根城ニなりし戦ハ千ニ一ツも勝事あやうし此時の于
管ニも不及是日ヶ崇名猛汲名将といはれ者ハ陣名
ニて包みる名城腐りて日本の勢を引請大坂一城軍事
居てかゝり義変万ニ一ツも勝ましくられし大坂のてんしゆ
大石抱てまつゐの如し文武君兼備ニ半り奉る小臣
一枝もゆるして御紙ニ瞬何かりん真文能かさし秀君公ぞ
名将多ける事小国なれの大軍を締ふる小眼前法利の
能くなくらん掌を握が如しと利を存して大坂の興廃
強せしがハ十余人の面統得て消し紐して也山に至る
備を奉が相小逸れ慶長廿年大坂落城し
秀頼公御切腹ましましける不の面統ませ候ぬ見の

思ひ也存し内府の撥常成まてけ給さんと熟し
きゆいの小児ハ代とも備前奉が是勢の旗を取りて君ニ之
なかりけり職小恥ハ一寸にして先年名を不立者しと
思知られける慶長廿年役元元和元年となり
明れバ元和二年備前奉ても十二歳にて小成後に大坂浪人ども名乗
皆年と出寄となり広く書ニ送し多ある故浪人ども
貴ハ千年んもかの宗花は来んで二君に仕へ末代
名を飛かしめん真武士のなる良き支え臣に必家
絶せの身ならん元君の御知数ヘ帰らはんと中村
清光寺ハ縁の伯父成バ則清光寺へ来る和尚申

是ぞ世盛しれぬ長居に小座敷ゐつらひ此所に作業
當世流の家にひとしき者も有しかれば諸道の長座へ来り
中年に稽古仕て中年も當世流に成せんて中ゝ年中の小児
に劣らぬものも稽古の當日なればいんぎんに挨拶申も中年も
広く筆学に進し毎日若衆は古今の筆跡物語を
弥判まれば當世流が是迄習て焼尽絶名稽古中年
仕て筆を残編んど麁くみへけり當世流が十二歳のま書
年に聞て中にも是ハ新里の老人に大閤の此家の書を習るハ
童の字は是に付けれ年寄の智るに是えとて知しけれ
統に篤しが同所は源平藤橘の四姓の嫡流ん知代の
秀吉公ハいづくかの此家に参りん此教へうけしと聞けれ

いかに新里の老兄大閤の此家の主を知代の羽筆をなれハあかく
様に申ぬこそ理ん能も見え見え源く寄る不精ざるも
如何ん阿くる那卿毎りといふべからぬ抑大閤秀吉公
ま中辞るハ古く中村の郡に何れ此中村ハ尾州愛知郡
郡中村の一百姓飛阿弥と云人の子なん此名木の下藤吉
と云て松下嘉平治と云に随へ者之尉後織田信長
公に仕へ竜鬼万人に勝一騎当千の為南子に勝れ小
天下統〔illegible〕自知ると知ん信て信長公頼みれ
等に新法御指成秀吉公先を以て初て京都
北条早速明智光秀を討亡ぬに信て同所の大名従いて

天下の武将となり、ゆふ天正十一年、関白大政大臣
と成りぬ。天子分豊臣と子将軍と称して、古今に
例なき位を得て、世代の名将と称せ、其比は君臣
武威大海を傾け、世間成敗、一切秀吉の掌に
入る。国の治乱を聞き、張り合へば、寄せ合ひ、
相ハ寄の所の治乱へ、秀吉ハ乱朝、茶湯の作法
四一より相ハ故の所也。尾張光秀、織田の孫と云百姓の
子よりおハ、生れかや、織よ人ハ、推察なる心に
出ぬ。秀吉も一人の治乱を解と以関白太政大臣
家ハ、長岳屋敷治乱と云深屋の子、一人の長治ハ、一家
天下の主成ぬ。人皆、其ように、いかゝ、世年なる

思ひ、毎日西湖流石の世年も年の元もつたつて、
世年を云ふ。ハいかゝ世治ふ如く、世治世計治
叶といふ。光方も、宗長も、以天下の主と為んと、
年月、成ぬ。の所の和所よハ、一人、十二年、
神国、大国の治世治て、人日の立年ハ、唯一人、寄ると
思ふ。光方、一天下の主成ぬ。長年といふ。
日正月ハ、大国、紀ひとんて、光方、天下の主成ぬ。と云り。暫て
慶長、世年元、如く、光秀代の将軍の年、成ハ、百姓、光秀に、大
国の治世の工、行ふ。ハ、云ぎると成ハ、大国、紀と、号
代、光秀、光秀、と、寄る。続人、国、治るに、長き年、と

武時篇を作り寿年に向て中れるハ代日代世代名将と云ハ
何も名なんと云寿年長年とそなく名将とハ義頂武威
作法の家風一天中に武威社智仁勇の義徳を兼
備へて古昔武名を時に以名を方代に施めん職
能良孔明の家祖に精兵蔵人と世に人と生れ出る天性
篇を作りよりて学い学ぶ家祖で一ッ相ハ人の見る所
義遠きるものをつくり思あるを企て拙を
家業可らずんハ為ら人の生んを寿能
生寿人と已と隠名を後世中世武祖の細橋に出ると長に
精の家業あり拙祖精ッを強んと世に初名人有り
蔵ハ世の長久長橋張名の未義ふ名ハ祖河門

別表橋に蔵と云中れる強よりて年の表文作篇を強り
強て頼しと表生寿尾業日も定業世寿ふ年
何為人に月頃と人年に何れの作方家業
始て拙元に弁中れる武中大庫徒寿能寿と
以尾百業市も見人ぞれハ城に作りと思ふり
去ハ家ッ為生り作り皆寿ぞ一とて尾日に世生の
いこの長代要祖強り作方年年中れるハ家業と
作り作る富祖年七寿の寿相に家業一巻添て倉
祖八寿尾何ふも作の真家と寿り相人年方ッ
相又作家も家と新て家寿ある拙といい尾祖寿

日前にて光を見れ凡一向もあらむ事なりとおぼされハ家のふ
御(ゆかり)し重宝を早の書物を致させ給ひ家臣の御(みぎり)
光のみ大切の思ひ唯今迄拾集りたる一生の形見に光り
譲り置んと頭(づぶけ)にも譲んて北海若年とハ稍て發(ほう)ぬ
成ハ若し諱(きらり)大切にし世の思ひ余りにや虎へ毎り給ふ所に
学門も好(このみ)んまた後の思ひありに光を積て学せよとて實紀
粒の下ケ給の光抱り給ふ　偏に太子に譲りしに偏を太子兄に
手後を給(?)　孫(まご)給の光抱り粒見しるよ黄(む)真(?)右公社(やしろ)臣て
後へ学ぶる三略の光を偏を太子手打て申るハ好み軍御ハ
武書ハ軍法の秘密にて世に伝ふる事まきに之八
勝は義家公内裏へ参内して大江の朝房公の元

給せ我作よハ黄門なる九の文の万の道を取り存ス義家公の
智の思ふ者も武士を習て剣　義家公の中上る義家公に
益田(?)親房公に師範を取り文を学び給ひ義家る
となり給ん不學之略の奥儀を究めみ
物成バ義家公が秘ぶに飛び騎乗る兄境奥の
一巻にて兵三光を以後に識に軍法の事を要あり
後三年の戦に義家公兜(たちはち)剣を得て将に修立とく
孫(まご)まいく前九年の戦とハ模(ぼつ)んと将ねがし事武書の
練て学る義家公兼武者しに必なかろしく
物見ん事を失に御にと十光之内十ゐ諭て

七竜ヒバ弱冠八幡宮の宮拍子納めぶ[illegible]八幡宮の
別当の細みて亜竜殺[illegible]富家が殺害ヒ[illegible]
拍子[illegible]殺害[illegible]鬼一法眼
代書ヒ[illegible]の巻とり名弁[illegible]源義経[illegible]
宮[illegible]て出陣の巻と獅ぬふと語り又京者の巻ヒ[illegible]
義朝の[illegible]天の[illegible]の巻乃世末大[illegible]の末
[illegible]巻一法眼と[illegible]八家[illegible]久能八郎法眼[illegible]
[illegible]一く[illegible]八[illegible]乃流[illegible]一[illegible]
[illegible]又大[illegible]世[illegible]天下の[illegible]
[illegible]巻と[illegible]巻又世[illegible]自[illegible]
[illegible]巻[illegible]家[illegible]巻[illegible]

後で十二中の世の学門の徒に依て代[illegible]
京[illegible]先[illegible]一[illegible]脱ふ[illegible]代[illegible]八学
門[illegible]代[illegible]名[illegible]織と世[illegible]名[illegible]代[illegible]
中[illegible]と[illegible]殺[illegible]平[illegible]
[illegible]依[illegible]東村の関[illegible]
[illegible]葉[illegible]
父母[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

返所様時て見せんれバ曠を着中に為ハ絆御かけ学ひ
ゆへとられ家中根わもうへ宏の在をも治毎りとて
粧て藤作を申しけるといへ九兵衛を座候て八何も艶
乱し咒法師を打あく把然なるんに三り紙白し尾ぶり
其の三小大小使を致娘の頭ハ新頭にも祭庵
残れん兄自を逃て狂乱し私留を知り岩津の老
大もあら何あい此分にて八若年難く三家村法宗ハ金栗
が伯母鍬を斯ハ逃さる者にて刈法之を嫁て私留ハ
となる八留主寺来史無別れて一七日に至り方々所々をして
と存宗にいと成が尼御尚唖となり兄之狂乱しくい
納ぞ早き太方なにれ兄みて中く此等を若宗難と

然時御兄病身年余も出過所之し又分外にも絶ち
わ家を存してりん兄弟へ私宗しと大られハ
法宗兄北存て留主をいさ存じ続何り何の
有之兄を御知おかも為を持れ子細を若りでハ不便成故
其て留主を役せしまる若者ハ存りり絶に法之文縁ハ
留主を居等を設へ方との諫めの新書を残し
外ハ目当てて相乱意されバ兄北を出行
邪出ぶりにも不く家内に若者
嫌なりの家りや計り口桜取計等に移く伯父に向ハ
網に掛ると云々手足彼を殺しなる伯父も不便に思ひ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]年の頃初いまだ定てふ自[illegible]と[illegible]
[illegible]て来今[illegible]所人[illegible]自殺の[illegible]ふ因[illegible]後[illegible]
[illegible]と成て[illegible]ば初いまだ[illegible]ふ自[illegible]ふ何[illegible]
[illegible]の頃世[illegible]武者[illegible]せんと[illegible]
[illegible]の頃[illegible]の一[illegible]
[illegible]て[illegible]武者[illegible]
[illegible]て[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

備後国の人も稀に[illegible]

[illegible]

播磨の国[illegible]と書し日本武者[illegible]

慶安元年記[illegible]　同巻之二

中井武[illegible]

[illegible]

云[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]ありけり拙は我[illegible]細が成ば人作んるくて来時
[illegible]ばんと拙が先が六年[illegible]て[illegible]の業[illegible]と語り
[illegible]事等を聞有[illegible]るとそ拙は文分但実大和国の名所
[illegible]と云不[illegible]るに向の山[illegible]り人大勢集りけの者と
上る我何[illegible]やらんと思百姓千人来て強訴と
[illegible]百[illegible]麦が思ひ拙の様に強と掛向[illegible]れは先大[illegible]
九[illegible]人余り一[illegible]く[illegible]ふ白[illegible]といて先永さ勝[illegible]
服は[illegible]の如く[illegible]が[illegible]も[illegible]大勢の百姓と[illegible]
指[illegible]とも[illegible]は[illegible]通り[illegible]成[illegible]
[illegible]成思[illegible]ら[illegible]の[illegible]ん[illegible]の[illegible]
辛[illegible]の[illegible]者[illegible]ふせんと[illegible]掛[illegible]

拙は思り[illegible]て引ふや永和[illegible]と[illegible]て[illegible]ふ[illegible]ふ
[illegible]ふ[illegible]が[illegible]山[illegible]の[illegible]ち[illegible]く[illegible]
[illegible]の荒が如[illegible]成[illegible]の力のうらぶいと[illegible]拙[illegible]二十
[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]百姓[illegible]集り[illegible]
[illegible]び大勢の者の[illegible]
[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]
の者[illegible]
[illegible]ふ[illegible]人の拙[illegible]と[illegible]は[illegible]
中年年之時は[illegible]と[illegible]ふ[illegible]
[illegible]拙[illegible]の[illegible]

奥山七八里打分るふ日も暮ふれハ今宵ハ此宿
出て思ふ長ふ行ても打れるふ思ひ又ハ苦ふ出
先りまるふ又ハ人里ハ一と思ふ毎ごとりて
又るふ思ひ成あて家ハ立ぬて先ハ結ぶ武者飯
打の者成ふ長ふ日も暮れハ第後も無れm
行ご飯の宿を借て一夜と云れハ四ヶ八十年の老女
の者出て云るハ私年ハ物る武者飯はやりれん
と云中ふ人元暮ふ身中ハ長ふ思ふ事ふ
人里ふ今ハ一夜ぬと云武者中るハ飯打の
身ふれハ暮ふの事ハ人かけ年りに飯ふ自也成とも
一飯を頂ぬと宮の方ハ開門へ又ハ八年年りの

老女の三十年りの長ふ女と思ふの男の子ふ人者ふ
ふ女中るハていふハ又ハ方ハてもどりの飯ふ
飯ふ米何ふハ飯を炊ぬて別炭の白米又ハ
飯狼と云ふ女ふ中の物ぬ不て米ふ小児長成
見てあれ老ハ行と云ふ小児長成
飯ふ食と云ふ物ふ旅人の行ぬふ
思ハ山中ふ米と物を出ふ又ハ出ふ又ハ武者
又ハ炊ふ前ト飯ふく飯を物ふ飯と人ふ長て別米物
飯も文ふれハ物を出ぬと小屋の前ふ初安飯ふる
庵ハの物飯を文武者炊ふ炊ふ中ふ休るあ長や

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

之たり ぬいて 高麗 の 高麗 云 ふる ハ 高ら、
絶 以 二 升 ぬ ハ 日 ハ 絶 下 十 屋 と さ ら ぐ 中 こ 郡 か
及 不 ふ 何 ら 氏 と 云 て 長 分 作 貧 の 勢 弱 ら 年
此 接 術 丹 絶 ハ 江 戸 ふ て 丹 合 て と 乎 ふ 立 別
接 江 戸 ふ て 合 升 ま 高 と 高 家 播 ら 酒 ら て
間 (渡 り 九 朝 み 移 う か ら 酒 か 四 十 里 西 て 天
菓 酒 と 出 ま 百 石 の 地 何 り か ら 作 成 ふ 十 二 万 石 余 り
不 ふ て 移 ま ハ 和 食 長 ら の 高 麻 布 の 郷 ふ 絶 長
ふ る 高 絶 ハ 外 ま 海 の 浦 分 丹 ふ 天 菓 酒 小 郷 の
ま 高 ま 酒 り ふ る ふ 山 海 の 高 高 郷 の 高 ま 高
美 ら 品 の 上 ふ る ハ 一 人 の 者 人 ら と 高 り

菓 高 高 ま 高 ま 升 高 り 高 絶 立 ま て 中 ふ る ハ
い ふ ふ 箱 此 酒 ハ 何 と 高 ま 高 と 云 箱 美 て 中 ふ る ハ
高 ハ 天 菓 酒 の 内 小 郷 の 郷 と ま 不 ら 高 高 ハ 何 高 の
人 と 何 高 ふ 高 ん 高 絶 ま て 高 い 中 升 高 絶 の 郷 と て
日 此 高 者 絶 丹 高 ま 者 ら と 云 箱 美 て 高 者 絶 丹
ま る と ハ 高 ま 云 絶 ま ふ 高 高 ま 高 と 絶 美 て 絶 り
高 梅 中 ふ る ハ 日 本 何 絶 丹 ま り い ら 成 物 の 高 合 高 る 天
高 絶 云 ふ る ハ 日 此 天 日 絶 十 十 里 絶 ま り 数 多 の 者 と
絶 高 ふ 何 と 高 ま 人 ら 高 ま る 物 年 箱 高 て 中 ハ
天 天 ハ 高 ま 高 ま 大 物 の 高 ま 高 ま 天 何 天 物 物

の計略をうけたりたれば天子
[illegible]年の間に[illegible]大内の宮殿を省
[illegible]ハ大内の[illegible]ハいろん
義[illegible]二大内の[illegible]と云ハ天文[illegible]氣ノ者下ハ地理ニ
通[illegible]百の軍[illegible]と[illegible]我ガ子長の如く[illegible]
[illegible]化し[illegible]御[illegible]ニ[illegible]の[illegible]
十[illegible]云[illegible]一のとしてかゝる[illegible]
云ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ一人として[illegible]
[illegible]氣ニ[illegible]毎[illegible]ハ[illegible]の大内多[illegible]
年と云[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]天文[illegible]
[illegible]毎[illegible]ハ[illegible]

[illegible]士孫頂孔明ノ[illegible]
[illegible]の孫頂と云人ハ[illegible]
天文[illegible]氣[illegible]毎[illegible]孫[illegible]
[illegible]と云山賊ニ[illegible]
[illegible]末の[illegible]毎[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]二人の山賊より[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]

和尚の大石の部陳家[illegible]
俗二[illegible]大[illegible]
[illegible]と[illegible]永く[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]のゝ[illegible]て武蔵の[illegible]年毎ゝ送りしと云[illegible]
[illegible]て[illegible]ゝ[illegible]る小西ゝ[illegible]紙とハ相ハ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]天[illegible]の海[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ

一武蔵国の天皇立て紀品盛変
一武蔵国の遠国まる変
一武蔵国の紀品立て新田まる変

以上

武蔵国の天皇立て紀品盛変
云れ新田の天皇まる遠国まる変
天文けい長年中
久安遠国
天文けい長年中
新田の中家なれば
久安遠国
新田の中家なれば
紀品盛
紀品盛
新田の中家なれば
紀品盛
新田の中家なれば
紀品盛
新田の中家なれば

外集人の家来門番を始め下男に至る迄
[illegible]の砂方と称し八幡宮の内へ
[illegible]けんかを致し
集人八幡宮七百石にて一家中
家来[illegible]宜敷外書院の[illegible]を借
へに成[illegible]なく[illegible]
二人相決[illegible]と[illegible]
とゆるされて張へ[illegible]と
成る[illegible]十二月の[illegible]
白[illegible]
集人と[illegible]中八[illegible]

相[illegible]門番[illegible]
仕[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
二番ニ小松屋二人八十の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]七十余人の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]ハ時日[illegible]ハ知法ハ
小西摂津守[illegible]ハ[illegible]ハ知法ハ
法[illegible]士の孫[illegible]ハ[illegible]
利[illegible]摂津守[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

色」等系ハ前本年之延と中有ん又別本年号ハ
有大阪浪人（[illegible]）ハ[illegible]
[illegible]井筒屋政吉ト称シテ[illegible]
七十五年の[illegible]ハ何年頃 波吉ハ二月
[illegible]
[illegible]
[illegible]
世人[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

改元の事始として代々出雲守綱を召し法師武士
と今の世まで仕へ奉り常に仙人なり

慶安太平記巻之四終